

横浜市営交通パートナーシップ事業募集要項

民間企業からの提案を常時受付！

1 事業の目的

横浜市交通局が、改善型公営企業として持続的な経営を実現するため、民間事業者等と連携して事業を実施することを目的としています。

2 パートナーシップ事業とは

民間的手法の導入として、単なる業務の委託にとどまらず、民間事業者等の企画力、技術力、営業力等経営資源を自らの経営資源と併せて活用することにより、民間同士の企業提携と同様に、民間事業者等と連携して事業を実施していきます。

3 パートナー事業者の登録

交通局の資産の有効活用、広告事業、環境対策などについて、民間事業者等からの提案を常時受け付けます。そして、提案の有用性等を審査し、効果がある提案について、その提案をした民間事業者等を登録します。

その上で、登録した民間事業者等（以下「パートナー事業者」をいう。）と連携して事業化します。

4 登録申請者の要件

パートナー事業者としての登録を申請できる者は、次の各号のすべてに該当するものです。

- (1) 法人格を持っており、その活動内容が公序良俗に反しないものであること。
- (2) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属するものでないこと。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 税及び地方税を完納しているものであること。
- (5) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。

5 対象となる事業分野

パートナーシップ事業の対象となる事業分野は、横浜市交通局の資産の有効活用、広告事業、環境対策をはじめとするあらゆる分野です。例えば、次のようなことが考えられます。

- 駅構内の資産の有効活用において、構内店舗、広告事業、イメージアップ等総合的価値を高めるために、連携して行える事業としてどのようなものがあるのか。

6 申請方法

申請者は、次の書類を持参して提出してください。

- (1) 実施計画書（事業の目的、内容、実施時期、実施方法等を記載した提案書。様式は特に定めはありません。）
- (2) 申請者概要及び経歴書
- (3) 実施計画書の補足資料（計画実現に係る実績を証する資料等）
- (4) その他特に必要と認められたもの

【注意】上記の提出書類は、原則として公開となります。



7 申請期間

常時受付をしています。

8 審査基準

交通局は、提出された実施計画書等について、次の基準により審査を行い、登録するかどうかを決定します。

- (1) 実施計画が、交通局の自立性の強化及び経営の活性化を図るものとして、事業の効率化、お客様サービス、地域貢献、環境対策、事業活動に係る技術等の観点から、交通事業の発展に寄与するものであること。
- (2) 実施計画が、申請者の創意工夫等が生かされ独自性を有するものであり、かつ、申請者の有する経営資源についても交通局と連携して活用可能で、十分に効果が発揮されるものであること。
- (3) 実施計画の実施方法が適切かつ確実なものであること。
- (4) 実施計画に実現性があること。
- (5) 実施計画が具体的であること。
- (6) 実施計画が関係法令に違反しないこと。
- (7) 実施計画が公序良俗に反しないこと。



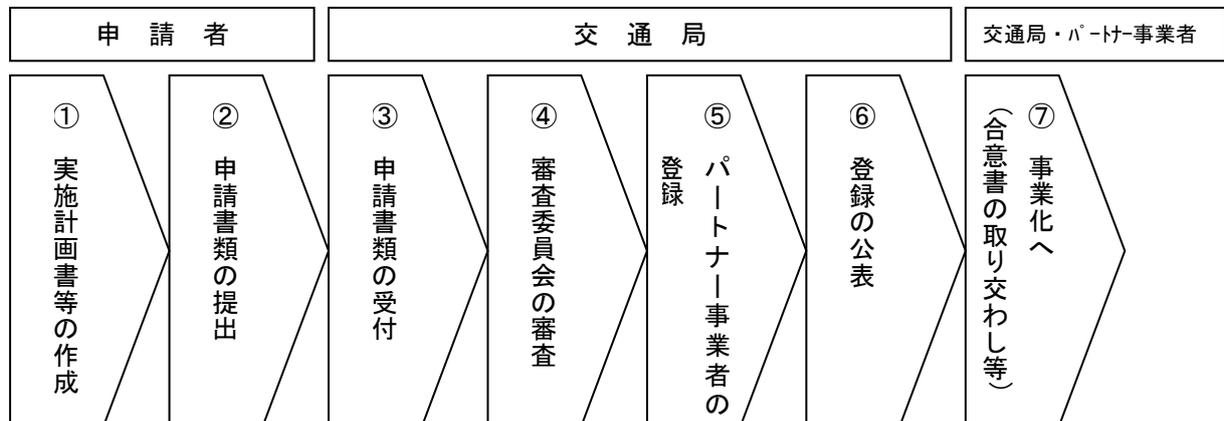
9 登録の公表及び有効期間

審査基準に適合すると確認したものについて、パートナー事業者として登録します。

パートナー事業者については、名称、所在地、実施計画名称、内容等を公表します。

登録の有効期間は、基本的に登録日から3年間です。ただし、実施計画に応じてそれを超えた期間が必要であると認めた場合は、この限りではありません。

10 手続きの流れ（イメージ）



11 その他

- ・ 提出書類は、原則として返却しません。
- ・ 書類内容や審査過程で疑義が生じた場合は、申請者に問い合わせることがあります。
- ・ 虚偽の事実等が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- ・ 登録審査に対する個別の問い合わせには、一切お答えできません。
- ・ 登録は、交通局が実施計画の連携、実施及び実現等について保証するものではありません。

信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄
横浜市交通局

【問い合わせ先・申請書提出先】
経営管理部 資産活用課 資産活用担当
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10
(電話) 045-671-3208
(FAX) 045-322-3911